

大阪市水道局告示第4号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月19日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	JR八尾 駅前支店	変更前	大阪府八尾市安中町3丁目2番 40号	令和8年 1月26日
		変更後	大阪府八尾市安中町1丁目4番 11号	
	道明寺支店	変更前	大阪府藤井寺市沢田3丁目6番 39号	令和8年 2月2日
		変更後	大阪府藤井寺市国府1丁目2番 2号	

(水道局総務部経理課)